等が行われるべき行政機関等が当該申請等を行った者を確認するための措置を別に定める場合は、本文に規定する措置に代えて当該措置を行わなければならない。

2　情報通信技術活用法第七条第四項に規定する主務省令で定めるものは、処分通知等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該処分通知等に併せて行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録すること又は第七条ただし書に規定する措置を行うことをいう。

3　情報通信技術活用法第九条第三項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるものは、作成等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を添付することをいう。

［章名を削る。］

（手続の細目）

第十三条　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

第三章　雑則

（手続の細目）

第五条　［同上］

附　則

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

○財務省令第三十八号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）等の施行に伴い、並びに情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の規定に基づき、並びに財務省の所管する関係法令を実施するため、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う財務省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和元年十二月十三日

財務大臣　麻生　太郎

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う財務省関係省令の整備に関する省令

（日本銀行国庫金取扱規程の一部改正）

第一条　日本銀行国庫金取扱規程（昭和二十二年大蔵省令第九十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条の四第一号中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「第三条第一項」を「第六条第一項」に改める。

（国有財産法施行細則の一部改正）

第二条　国有財産法施行細則（昭和二十三年大蔵省令第九十二号）の一部を次のように改正する。

第十条の五中「第四十条」を「第三十九条」に改める。

第十条の六中「第四十一条第一項」を「第四十条第一項」に改める。

（日本銀行の歳入金等の受入に関する特別取扱手続の一部改正）

第三条　日本銀行の歳入金等の受入に関する特別取扱手続（昭和二十四年大蔵省令第百号）の一部を次のように改正する。

第三条第八項第一号中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に改める。

（民間給与実態統計調査規則の一部改正）

第四条　民間給与実態統計調査規則（昭和三十年大蔵省令第三号）の一部を次のように改正する。

第八条の五第一項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条」を「第六条」に改める。

（国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法施行細則の一部改正）

第五条　国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法施行細則（昭和三十二年大蔵省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第二条」を「第三条」に改める。

（国家公務員共済組合法施行規則の一部改正）

第六条　国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第八十七条の二第九項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「情報通信利用法」を「情報通信技術活用法」に、「第二条第五号」を「第三条第七号」に改める。

第百三十二条第一項中「情報通信利用法第二条第三号」を「情報通信技術活用法第三条第五号」に、「情報通信利用法第二条第六号」を「情報通信技術活用法第三条第八号」に改め、同条第三項中「情報通信利用法第二条第四号」を「情報通信技術活用法第三条第六号」に改める。

第百三十三条第一項中「情報通信利用法第二条第七号」を「情報通信技術活用法第三条第九号」に改める。

第百三十四条第一項中「情報通信利用法第二条第九号」を「情報通信技術活用法第三条第十一号」に改める。

（国家公務員宿舎法施行規則の一部改正）

第七条　国家公務員宿舎法施行規則（昭和三十四年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

第一条第四項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第二条」を「第三条」に改める。

（契約事務取扱規則の一部改正）

第八条　契約事務取扱規則（昭和三十七年大蔵省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「第四十九条の三第一項」を「第四十九条の二第一項」に改め、同条第三項中「第四十九条の三第二項」を「第四十九条の二第二項」に改める。

第二十九条中「第四十九条の四第一項」を「第四十九条の三第一項」に改める。

（法人企業統計調査規則の一部改正）

第九条　法人企業統計調査規則（昭和四十五年大蔵省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

第八条の二第一項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に改める。

（財政融資資金出納及び計算整理規則の一部改正）

第十条　財政融資資金出納及び計算整理規則（昭和四十九年大蔵省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項中「財務省関係の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」を「財務省関係の情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則」に、「第三条」を「第四条」に改める。